

大学等における知財教育の推進

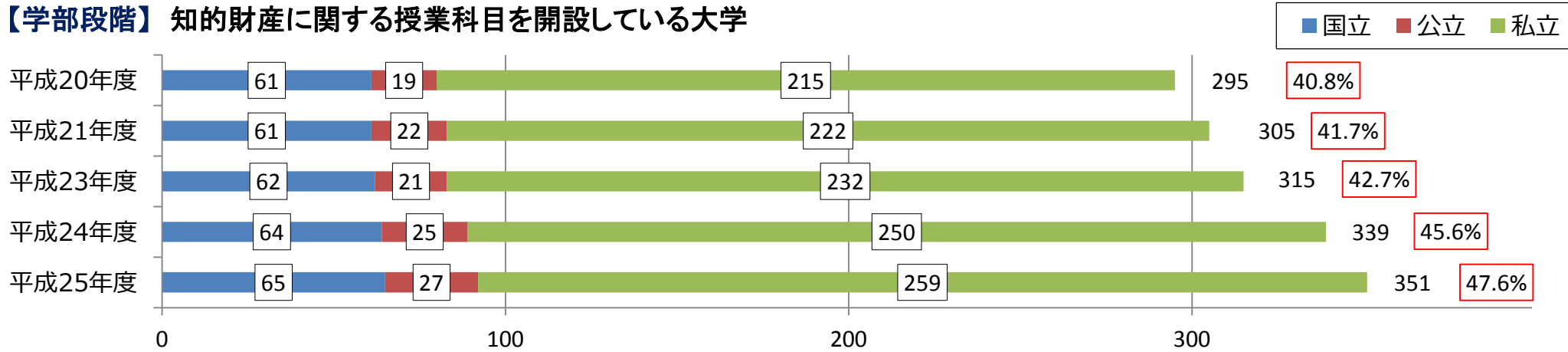
平成27年11月30日

文部科学省 高等教育局

大学における知的財産に関する授業科目の開設状況

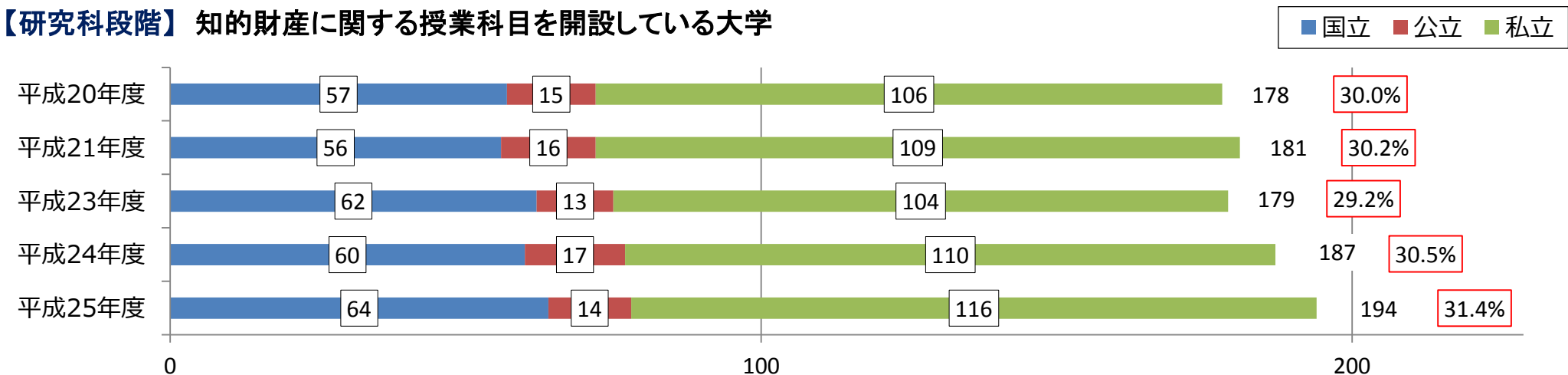
平成25年度において、知的財産に関する授業科目を開講している大学は、学部段階で351大学(約48%)、研究科段階で194大学(約31%)となっている。

【学部段階】 知的財産に関する授業科目を開講している大学



回答数 国公立の大学738校(平成25年度) (※)大学院のみを設置する大学は母数に含めない

【研究科段階】 知的財産に関する授業科目を開講している大学



回答数 国公立の大学762校(平成25年度)

(注1)平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

(注2)学部以外の組織で開講されているものは除いた数値である。

(出典)文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」

既に保有している知財教育の資源

① 知財教育教材・授業ノウハウ一式



- ・指導書
- ・授業ビデオ
- ・アクティブラーニング
- ・反転学習

テキスト スライド ワークシート
小テスト・宿題 動画教材
(反転学習、予習・復習にも)

学部用 大学院用
(専門職含) 教職
課程用

各種教材を、対象学生別に開発済

② 教育効果測定データ・分析等



学生レポート及び成績
分析による授業改善

③ 知財実務 ノウハウ・実践事例



出願、契約、相談実務
利益相反対応等

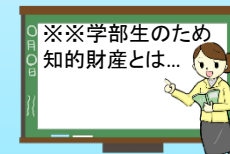
資源を生かし、
**教職員研修
 プログラムの
 提供・支援**

- 知財教育ノウハウの提供
- 知財研修の実施
- 講師派遣
- コンサルテーション
- 教材開発支援

全国の大学に普及・定着

**教育のニーズに即したFDメニューの提供・支援
 (教材提供、教材開発支援、教授法の研修等)**

- 1 学部**教養**教育用メニュー
 …著作権, 研究者倫理, 効果測定等の大学教育全般への対応
- 2 学部**専門**教育(文理とも)用メニュー
 …ものづくり教育, デザイン科学教育に伴う知財実務等、専門教育への対応
- 3 **大学院**教育(文理とも)用メニュー
 …研究者倫理含む知財教育実施支援
- 4 教育学部・**教職**大学院用メニュー
 …教職で必要な知財の知識と実務処理



**組織のニーズに即した研修メニューの提供・支援
 (実践事例に基づくオーダーメイド型セミナー、ワークショップ等)**

- 1 URA(リサーチ・アドミニストレーター)※**セクション**用メニュー
 …特許情報分析, 戦略分析等
- 2 産学連携**セクション**用メニュー
 …知財概要, 知財情報の取得と分析, 契約実務(産業財産系・著作権系), 実践的紛争処理と交渉術
- 3 利益相反と兼業判断**セクション**用メニュー
 …知財概要と利益相反判断を含めた総合的処理
- 4 **全教職員**用メニュー
 …著作権法, 商標法, 不競法等の知財(コンテンツ含む)管理の実務等



※URA(リサーチ・アドミニストレーター)
 研究者とともに、研究企画立案、研究資金の調達・管理、知財の管理・活用等を行う人材群

知的財産分野の専門職大学院について

【概要】

- ・我が国の知的財産分野の専門職大学院は、東京理科大学大学院イノベーション研究科、日本大学大学院知的財産研究科、大阪工業大学大学院知的財産研究科の3校が存在
- ・修了者は、弁理士試験の科目が一部免除される
- ・知的財産の権利化実務を含む法律・技術等全般に渉る実務に携わり、知的財産の創造、保護、活用を支える人材を養成

【カリキュラムの特色】

- ・特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法、著作権法等の知的財産分野で仕事をするために必要とされる法律科目を配置
- ・インターンシップ、演習等の方法による授業を配置
- ・その上で、各専門職大学院により、ビジネス分野、法律、実践性（医薬、電気・電子技術）などの特色を出したカリキュラムを編成
- ・専門職大学院においては、制度上論文作成は必須とされていないが、日本大学及び大阪工業大学においては、論文作成を課している

【知的財産分野専門職大学院一覧】

区分	大学院名	研究科名	専攻名	学位名称	入学定員	開設年度
私立	東京理科大学大学院	イノベーション研究科	知的財産戦略専攻	知的財産修士（専門職）	60	17年度
	日本大学大学院	知的財産研究科	知的財産専攻	知的財産修士（専門職）	30	22年度
	大阪工業大学大学院	知的財産研究科	知的財産専攻	知的財産修士（専門職）	30	17年度
私立3大学 3専攻					120	

(参考) 専門職大学院制度の概要

専門職大学院は、科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成へのニーズの高まりに対応するため、高度専門職業人の養成に目的を特化した課程として、平成15年度に創設

学校教育法上の目的

(大学院及び専門職大学院の目的)

第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

制度の概要

(1) 標準修業年限

- ・ 2年 (法科大学院は3年)

(2) 修了要件

- ・ 30単位以上 ※法科大学院は93単位以上、教職大学院は45単位以上が基本
- ・ 一般の修士課程と異なり、論文作成を必須としない

(3) 教員組織

- ・ 必要専任教員中の3割以上は実務家教員 ※法科大学院は2割以上、教職大学院は4割以上

(4) 教育内容

- ・ 理論と実務の架橋を強く意識した教育を実施
- ・ 事例研究や現地調査を中心に、双方向・多方向に行われる討論や質疑応答等が授業の基本

①フィールドワーク

設定したテーマに関わる代表的な実践事例について、実地調査を行う。

②ワークショップ

設定したテーマに即した事例を学生がそれぞれに持ち寄る。教員は、それら事例の発表を土台として、それらの背景等についての分析・考察を導く。

③シミュレーション

授業テーマ等に関わる条件を設定し、その条件下において想定できるモデルプランを示し、その企画立案・効果等についての検証を行う。

④ロールプレイング

ある条件を設定し、その条件下で学生に役割 (例えば批判する側と推進する側等) を割り当てて事例の検討を行う。

(5) 学 位

- ・ ○○修士 (専門職) (例) 経営管理修士 (専門職)、会計修士 (専門職) 等

(6) 認証評価

- ・ 教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣より認証を受けた認証評価団体の評価を5年以内ごとに受審することを義務づけ、教育の質保証を図る仕組みを担保。

知的財産分野の専門職大学院の課題と今後の方向性について

(3大学に共通した課題)

- ・知的財産分野の専門職大学院の入学定員・入学者数・志願者数が減少傾向
 - ※知的財産分野の専門職大学院の入学定員：140人（H23）→120人（H27）
 - ※知的財産分野の専門職大学院の入学者数：131人（H23）→82人（H27）
 - ※知的財産分野の専門職大学院の志願者数：157人（H23）→95人（H27）
- ・実際に社会で活躍する職業人に更に高度な専門性、最新の知識・技術を身につけさせることを主眼とする専門職大学院にも関わらず、知的財産分野の社会人学生（企業からの派遣学生を含む）を十分に確保できていない状況。

(その他各大学から指摘される事項)

- ・弁理士試験科目免除制度へ対応しようとすると、カリキュラム上、多くの法律科目を配置することとなり、実践的な教育を行う科目の配置が困難になっており、教育の幅を狭めることになる

<参考> 弁理士試験の概要 **(赤字：専門職大学院の修了により免除となる科目)**

短答式	論文式	口述試験
<ul style="list-style-type: none">・工業所有権に関する法令・工業所有権に関する条約・著作権法・不正競争防止法	<p>(必須)</p> <ul style="list-style-type: none">・工業所有権に関する法令 <p>(選択科目)</p> <ul style="list-style-type: none">・工学、数学・物理、化学、生物、情報、法律のうち、1科目	<ul style="list-style-type: none">・工業所有権に関する法令

※弁理士試験科目免除要件：(短答式) 工業所有権法に関する科目の単位を修得し大学院を修了

(論文式) 論文式筆記試験(選択科目)の「科目」に関する研究により学位を有する者で、専門職大学院が修了要件として定める一定の単位を修得し、かつ、当該専門職大学院が修了要件として定める論文の審査に合格すること

(今後の方向性)

- ・中央教育審議会大学分科会大学院部会の下に専門職大学院ワーキンググループを設置し、知財分野を含む専門職大学院に関する諸課題について、専門的な調査審議を行う
- ・「未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成（審議まとめ）」に盛り込まれた検討の視点
 - ①同分野における専門職学位課程と修士課程における人材養成機能、教育内容の役割分担
 - ②教育内容の分野が多岐に渡る専門職大学院の教育目的、核となる科目の明確化
 - ③理論と実務の架橋を強く意識した教育をより効果的に行うための研究者教員と実務家教員の連携や、実務家教員の比率の在り方等、教員組織の在り方
 - ④様々な職種、就業形態、求められる資質・能力に応じた社会人に対する多様な教育課程の提供の促進や制度見直しを含めた継続教育の充実方策